

第 32 回社会福祉士・第 22 回精神保健福祉士 国家試験

受験対策 web 講座

地域福祉の理論と方法

宮脇 文恵（宇都宮短期大学）

所属：宇都宮短期大学

非常勤講師（法政大学、明治学院大学、日本社会事業大学通信課程、中央福祉学院、
有明教育芸術短大、江戸川大学総合福祉専門学校、麻生医療福祉専門学校）

学歴：東京学芸大学教育学部卒業、日本社会事業大学大学院博士前期課程修了

専門分野：地域福祉

趣味：音楽鑑賞、演劇鑑賞、読書

好きな動物：うさぎ



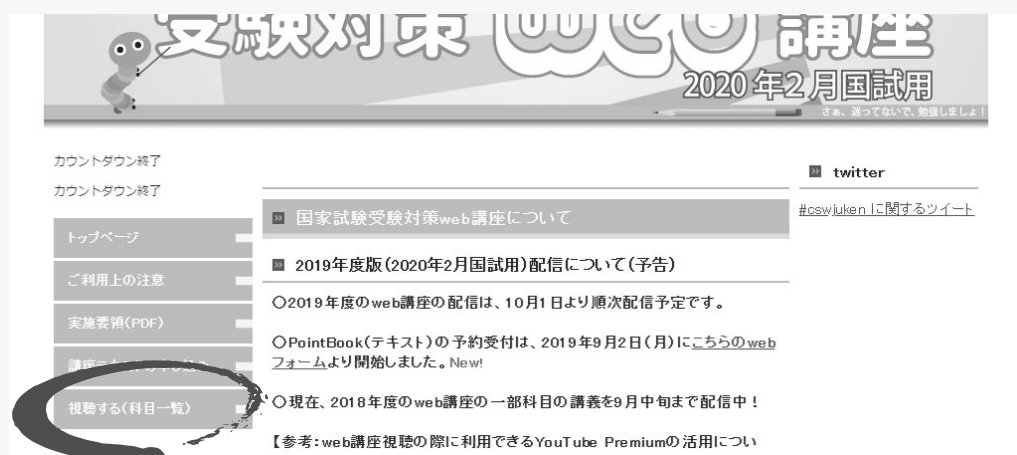
受験対策 web 講座

視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟ホームページに開設されている『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座 特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

I. 「地域福祉の基本的な考え方」

1. 概念と範囲

1) 「地域福祉」とはどういう考え方か（第29回「地域福祉の学説」問題32）

① 地域福祉の概念

第1の概念：「住民を主体にして、公私関係者の連携によって、住民の福祉増進を図る」という考え方

第2の概念：要援護者の地域生活を支援する「コミュニティケア」という考え方

② 主な研究者とその概念規定

・岡村重夫、右田紀久恵、三浦文夫、永田幹夫、真田是など、主立った研究者の概念規定や構成要素などをマトリックスにして整理する

・それぞれの研究者について、例えば「岡村重夫→福祉コミュニティ」、「三浦文夫→貨幣的ニード・非貨幣的ニード」などというように、概念とそのキーワードについても合わせて覚える

2. 地域福祉の理念

1) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

① 「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（2000（平成12）年）

② 「社会的包摂」の定義：「今日的な人と人との『つながり』の再構築を図り、すべての人々の孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うための社会福祉を模索していこうという方向性」

③ 社会的排除

「従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたが、現代においては「心身の障害・不安（社会的ストレス問題、アルコール依存、等）」、「社会的排除や摩擦（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等）」、「社会的孤立や孤独（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）」といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標時期を合わせて検討する必要がある。」

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 報告書（2000（平成12）年）

http://www1.mhlw.go.jp/shingi/s0012/s1208-2_16.html

3. 「社会的孤立」と地域福祉

1) 社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」（2013（平成25）年1月25日）

・生活困窮者自立支援制度で特に期待されているのが「つながりの再構築」。現代の生活困窮の大きな問題は、社会的つながりのなさ。そこを解決することが求められている。専門職だけではなく、地域の中でしっかり受け止められ、社会的役割が存在する地域づくりが目指される。

・「4つの生活支援体系の基本的視点」と「3つの支援のかたち」をチェックしておくこと

出典：厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度について」（2015（平成27）年7月）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/2707seikatukonnkyuushajiritsusieniseidonituite.pdf>

・ひきこもりに関する規定や支援の仕組みも確認しておこう

厚生労働省「引きこもり対策推進事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

2) 生活困窮者自立支援制度～他科目「低所得者に対する支援と生活保護制度」と関連～

① 生活困窮者自立支援法の施行（2015（平成27）年4月1日）

② 目的

i) 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施

ii) 地域における自立・就労支援等の体制づくりを行い、生活困窮者支援制度の実施に向けた準備を進めること

③ 法改正(2018(平成30)年6月1日成立、10月1日・2019(平成31)年4月1日施行)

- ・生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
- ・子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)
- ・生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援
- ・生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化
- ・貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援 など

出典：厚生労働省「改正生活困窮者自立支援法資料(0730 修正)」より

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000340726.pdf>

4. 地域福祉の発展過程～超重要項目～

- 1) イギリスの社会福祉政策の発展における「報告書・その内容の概要」は、出題される定番。コミュニティケアの発展についても把握しておくこと(表2参照)。
- 2) 日本における変遷は、諸外国だけではなく日本の地域福祉推進の変遷についても、いつ誰がどのような実践をしたか、また推進組織(社会福祉協議会など)の活動の変遷についても把握しておくこと。
- 3) セツルメントとCOSの違いを把握しておくこと(「現代社会と福祉」に関連)。

表1 セツルメントの変遷

	イギリス	アメリカ	日本
創設者	バーネット(トインビー・ホール)	コイト(ネイバーフッド・ギルド) アダムス(ハル・ハウス)	アダムス(岡山博愛会) 片山潜(キングスレー館)
形成	1884「トインビー・ホール」 (ロンドン)	1886「ネイバーフッド・ギルド」 (ニューヨーク) 1889「ハル・ハウス」(シカゴ)	・岡山博愛会(1891):日曜学校での 貧困児童教育から出発 ・キングスレー館(1897):キリスト 教社会主義。労働者教育型のセツル メント
展開	世界中に広がった。1970年代には ソーシャルアクション・センターが 登場。 1990年代にはセツルメント活動の 再生が追求された。	移民労働者・家族のアメリカ社会 文化への適応を支援。他方で、グル ープワーク方法の成立を導いた。	キリスト教系と仏教系の民間セツ ルメントが生まれた。 キリスト教ミッド社会館、淀川善隣 館、マハヤナ学園など 大学セツルメント:東京帝大セツル メント(1924)が代表的

表2 イギリスのコミュニティケアの発展

年号	報告書名	キーワード
1968	シーボーム報告	地方自治体のソーシャルワーク担当部局の再編成、社会サービス部の設置
1970	地方自治体社会サービス法	シーボーム報告を受け、成立。コミュニティケア推進体制が確立
1978	ウォルフenden報告	多元的な福祉システムにおけるボランティア・セクターの役割
1982	パークレイ報告	ソーシャルワーカーの役割と任務、コミュニティソーシャルワーク
1988	グリフィス報告	ケアマネジメントの重要性、高齢者施策の財源を国から地方へ
1990	国民保健サービス及びコミュニティ ケア方法	グリフィス報告を受けて、成立。国民保健サービス(NHS)とコミュニティ ケアの推進を目的とする。

5. 地域福祉における住民参加の意義

- ・大項目「地域福祉の主体と対象」「地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民」「地域福祉の推進 方法」とも関連させて学習しよう
- ・住民参加の具体的な参加方法について、社会福祉法や「地域福祉計画策定の指針」(厚生労働省社会保障審議会福祉部会)などを読んで理解しておこう
- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画は、「Ⅲ. 地域福祉に係る組織、団体、及び専門職や地域住民」でも、事例問題も含めて出題される

6. 地域福祉におけるアウトリーチの意義

- 1) アウトリーチ 積極的に対象者のいる場所に向向いて働きかけること。生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関にアクセスできない個人や家族に対して家庭や学校等へ出向いたり、当事者が出て行きやすい場所での相談会の開催などのほか、事例によっては早期支援につながるよう積極的な地域ネットワークづくりに取り組むことも含まれる。出典『地域福祉の理論と方法』(2009) 中央法規出版 P240 より一部抜粋
- 2) 支援を必要としている人が出ていきやすい場所をつくることや、支援のつながりをつくるネットワークづくりまで含まれる。出典『地域福祉の理論と方法』(2009) 中央法規出版 P241
- 3) 専門職が、積極的にアウトリーチを行うことによって、地域における潜在的ニーズ（制度の狭間にあるニーズを含めて）を発見し、把握し、明確化することができる。
※アウトリーチの意義と手法について、具体的にどのように地域に向向いて実践するのかなど、地域福祉の推進方法としても学習を深めておくことが望ましい。

II. 地域福祉の主体と対象

1. 地域福祉の主体

社会福祉法第4条「地域福祉の推進」は、必ず条文を読んでおくこと。この条文の冒頭に、地域福祉推進の主体者として「地域住民、事業者、活動者」の三者が位置づけられている。

2. 地域福祉の対象(第1回出題)

地域福祉の対象者として避難行動要支援者、ホームレス、生活困窮者、ひきこもり、障害者が出題されている(第31回 問題36)。福祉六法以外の様々な対象者と、その方たちを支援する法律とがセットで出題されている。法律と合わせて彼らが置かれている状況とどのような支援方策が講じられているかを学ぼう。

3. 社会福祉法(第3回出題)

社会福祉法の改正は、他科目「現代社会と福祉」の大項目3「福祉制度の発達過程」(3)「現代社会と福祉(第31回)」においても出題されているので関連させて学習しよう。地域福祉の観点からは、以下で触れる変更点を重点的に確認しておくこと。

1) 改正社会福祉法の概要(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」)

2017(平成29)年6月2日公布改正、2018年(平成30)年4月1日施行

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ②この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
 - ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実 出典：厚生労働省「改正社会福祉法の概要」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12600000-Seisakutoutokatsukan/0000184508.pdf>

※改正ポイントについては、「地域力強化検討会最終とりまとめ(本文)」を参照

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>

2) 社会福祉法の改正

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第4条「地域福祉の推進」、第5条「福祉サービスの提供の原則」、第6条の2「福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務」、第106条の2「地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務」、第106条の3「包括的な支援体制の整備」、第107条「市町村地域福祉計画」、第108条「都道府県地域福祉支援計画」について改正ポイントを確認しておくこと。

厚生労働省「地域力強化検討会の最終とりまとめ(本文)」等

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>

Ⅲ. 地域福祉に係る組織、団体、および専門職や地域住民

- ・行政組織と民間組織の役割と実際、②専門職や地域住民の役割と実際の2項目を分けずに、どの組織にどの専門職が所属し、どのような業務を行うかを合わせて学ぼう。
- ・第29回では、これまで出題されてこなかった組織や団体（基幹相談支援センター、地域包括支援センター運営協議会など）、専門職、地域住民(子ども食堂、生活支援相談員など)が出題された。
- ・第30回では、社会福祉協議会と共同募金が3問ずつ、生活協同組合と特定非営利活動法人(NPO)が2問ずつ出題された。また、認知症に関わる「認知症サポーター」「認知症ケア専門士」「認知症地域支援推進員」「介護相談員」などの出題があった。それぞれ、所属や役割などを近年の動向を踏まえてチェックしておくこと。
- ・第31回では、地域福祉の担い手や組織に関する報告書も出題されている。出題された報告書は確認し、担い手や組織の動向を理解していこう。
- ・過去問題で出題された統計について、更新がある場合は最新版を読むこと。読んでおくと解ける問題。
(例)「絆と社会サービスに関する調査」(第27回問題36)
- ・第29回、第31回では、災害に関する出題があり、災害支援の運用に関する専門職として「生活支援相談員」が出題されている。近年の災害の多発化からも「被災者生活再建支援法」など、災害支援に関する組織や法制度について確認しておこう。
- ・第31回(問題40)では、ひきこもりに関する対応の問題で「地域若者サポートステーション」が新たに
出題されている。

1. 頻出組織・団体と専門職・地域住民

介護相談員	第30回(問題36)	
基幹相談支援センター (障害者総合支援法による)	第29回(問題39)	
協同組合	第31回(問題41)	
共同募金(会)	第25回(問題40)、第26回(問題36)、第29回(問題40・42)、第30回(問題33・問題35・問題38)、第31回(問題37)	
行政	地域福祉計画	第26回(問題36)、第27回(問題34・36)、第31回(問題32)
	生活困窮者支援	第27回(問題35事例)、第28回(問題39)
子ども食堂	第29回(問題36事例)	
災害ボランティアセンター	第25回(問題39)、第29回(問題40)	
社会福祉協議会	第26回(問題34事例・36・37)、第27回(問題34事例・35事例)、第28回(問題39)、第29回(問題36事例)、第30回(問題35・問題38・問題40)、第31回(問題34・35・40)	
	福祉活動専門員(すべて事例)	第25回(問題37)、第26回(問題34・38)、第27回(問題34)、第28回(問題40)
	ボランティアコーディネーター	第27回(問題40)、第28回(問題37事例)
	地域福祉活動計画	第27回(問題34事例)
	日常生活支援事業(専門職:日常生活自立支援事業の専門員)・福祉サービス利用援助事業	第25回(問題38事例・41)、第27回(問題36)、第28回(問題39・41)
	ふれあい・いきいきサロン	第26回(問題34事例)、第28回(問題40事例)
ボランティアセンター	第29回(問題36事例)	

	市民後見推進事業	第 28 回(問題 36)
	生活困窮者支援	第 31 回(問題 40)
	生活福祉資金貸付事業	第 28 回(問題 39)
	生活支援相談員	第 29 回(問題 40)、第 31 回(問題 34 事例)
社会福祉士	第 25 回(問題 40)、第 27 回(問題 36)、第 28 回(問題 39)	
社会福祉法人	第 27 回(問題 38)	
主任相談支援員(生活困窮者自立支援制度)	第 29 回(問題 39)	
生活協同組合	第 27 回(問題 38)、第 30 回(問題 38・問題 40)	
生活支援コーディネーター	第 29 回(問題 37)、第 30 回(問題 37)	
地域ケア会議	第 31 回(問題 41)	
地域福祉コーディネーター	第 27 回(問題 37)、第 28 回(問題 39)、第 29 回(問題 36 事例)、第 31 回(問題 41)	
地域包括支援センター	第 29 回(問題 37)、第 30 回(問題 40)、第 31 回(問題 38)	
	ケアマネジャー(介護支援専門員)	第 26 回(問題 34 事例)、第 27 回(問題 35 事例)、第 28 回(問題 39・40 事例)、第 29 回(問題 39)
	地域包括支援センター運営協議会	第 29 回(問題 39)
地域若者サポートステーション	第 31 回(問題 40)	
町内会(自治会)	第 26 回(問題 38 事例)、第 27 回(問題 36・38)、第 28 回(問題 40)、第 31 回(問題 39)	
NPO	第 27 回(問題 36)、第 30 回(問題 33・問題 38)、第 31 回(問題 39・41)	
認知症ケア専門士	第 30 回(問題 36)	
認知症サポーター	第 30 回(問題 36)、	
認知症初期集中支援チーム	第 31 回(問題 41)	
認知症地域支援推進員	第 30 回(問題 36)	
福祉用具事業者	第 29 回(問題 39)	
保健センター	保健師	第 31 回(問題 40)
ボランティア	第 27 回(問題 36・40)、第 31 回(問題 34・41)	
民生委員・児童委員	第 25 回(問題 35)、第 26 回(問題 35)、第 27 回(問題 36)、第 28 回(問題 39・40 事例)、第 29 回(問題 36 事例・38)、第 30 回(問題 34)、第 31 回(問題 37・40)、	
老人クラブ	第 27 回(問題 38)	
その他	第 31 回：地域福祉の担い手や組織(問題 37)	

※特に社会福祉協議会は、要チェック！

2. 市町村社会福祉協議会

- ・社会福祉協議会に関しては、歴史、法的根拠、報告書、活動方針、活動の内容、活動に関わる専門職など事例も含めて必ず出題されるため、理解を深めておこう。
- ・社会福祉協議会は「協議会」であり、単体の動きを取る組織というより、地域の様々な組織との間で地域福祉を勧めていこうとする中心的な組織である。

※参考資料

1. 全社協「新・社会福祉協議会基本要項」(1992(平成4)年：社協の目的・性格・活動原則・機能・事業について)
<https://www.zcwvc.net/%E5%85%A8%E7%A4%BE%E5%8D%94%E3%81%AE%E4%B8%BB%E3%81%AA%E6%8C%87%E9%87%9D-%E8%A6%8F%E5%AE%9A%E7%A4%D%89%E4%B8%80%E8%A6%A7-1/%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E8%A6%81%E9%A0%85-%E7%B5%8C%E5%96%B6%E6%8C%87%E9%87%9D/>
2. 全社協「社協・生活支援活動強化方針—地域における深刻な生活問題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性—」(2012(平成24)年)：①あらゆる生活課題への対応、②相談・支援体制の強化、③アウトリーチの徹底、④地域のつながりの再構築、⑤行政とのパートナーシップ
3. 全社協「H28 社協パンフレット」
<https://www.zcwvc.net/2016/07/12/%E7%A4%BE%E5%8D%94%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%92%E4%BD%9C%E6%88%90%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F/>

1) 社会福祉協議会とは

①市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉

を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。(社会福祉法第109条)

②都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。(社会福祉法第110条)

2) 社会福祉協議会の性格

①地域における住民組織と公私の社会福祉事業者等により構成され、②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織である(新・社会福祉協議会基本要項)

3) 目標

住民主体の理念に基づき、地域の福祉の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現(新・社会福祉協議会基本要項)

4) 活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動をすすめる。(1)広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。(住民ニーズ基本の原則)、(2)住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。(住民活動主体の原則)、(3)民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。(民間性の原則)、(4)公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。(公私協働の原則)、(5)地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる(専門性の原則)(新・社会福祉協議会基本要項)

5) 会員・構成員

市区町村社会福祉協議会は、おおむね次のような、住民組織、公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者をもって構成員とする。

①住民組織：(ア)地区社会福祉協議会、住民自治組織または住民会員、(イ)当事者等の組織、(ウ)ボランティア団体

②公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者：(ア)民生委員・児童委員またはその組織、(イ)社会福祉施設・社会福祉団体、(ウ)更生保護事業施設・更生保護事業団体、(エ)社会福祉行政機関、(オ)保健・医療、教育、労働その他関連分野の機関・団体

③その他地域福祉推進に必要な団体(新・社会福祉協議会基本要項)

6) 市町村社会福祉協議会の事業

社会福祉法第109条

①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

新・社会福祉協議会基本要項

- (1)福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言・改善運動の実施
- (2)住民、当事者、社会福祉事業関係者等の組織化・支援
- (3)ボランティア活動の振興
- (4)福祉サービス等の企画・実施
- (5)総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- (6)福祉教育・啓発活動の実施

(7) 社会福祉の人材養成・研修事業の実施

(8) 地域福祉財源の確保および助成の実施

7) 都道府県社会福祉協議会の事業

①前条第1項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの、②社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修、③社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言、④市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整（社会福祉法第110条）

8) 市町村社協の持つ側面

① 事業体・経営体として：在宅福祉サービスの提供

② 組織体・運動体として：当事者を支えて住民運動を支援する

③ 協議体として：公共的・中立的立場でのネットワークングや地域ケアシステムの構築を推進する

3. 地域共生社会の政策動向

2013（平成25）年8月6日	社会保障制度改革国民会議報告書「～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/pdf/houkokusyo.pdf
2015（平成27）年9月17日	厚生労働省ワーキングチーム「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現——新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン——」（「新福祉ビジョン」） http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf ※介護、保育、障害者、生活困窮の一体的提供にむけたビジョン ※「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けて
2016（平成28）年3月24日	「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000119283.pdf 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン実現に向けた工程表」
2016（平成28）年6月2日	「ニッポン一億総活躍プラン」 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichikokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf
2016（平成28）年7月15日	『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』の設置
2016（平成28）年12月26日	「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）中間とりまとめ」 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000149997.pdf
2017（平成29）年2月7日	「地域共生社会の実現に向けて」（当面の改革工程） http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf
2017（平成29）年9月12日	「地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～」 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf
2017（平成29）年6月2日	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布
2018（平成30）年4月1日	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行

※厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）を要チェック（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=383233>）

1) 地域力強化検討会最終とりまとめ（2017（平成29）年9月12日）

① 総論（今後の方向性）

(1)地域共生が文化として定着する挑戦、(2)「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ、(3)専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携、(4)「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造、(5)「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ」という5点が提示されている。

②各論

・各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

(1) 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能(第106条の3第1項第1号)

(2) 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場(第106条の3第1項第2号)

(3) 市町村における包括的な相談支援体制(第106条の3第1項第3号)

・各論2 「地域福祉（支援）計画」において取り組むべき事項例と、策定体制など留意点を明記

・各論3 「自治体、国の役割」を明記

出典：厚生労働省「地域力強化検討会最終とりまとめの概要」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177416.pdf>

4. 地域福祉計画

第 107 条(市町村地域福祉計画)・第 108 条(都道府県地域福祉支援計画)：多分野の上位計画として整合性を図り、総合的に推進していく

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 附則（抄）

(検討)

第 2 条 政府は、この法律の公布後 3 年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

出典：「地域力強化検討会の最終とりまとめ(本文)」

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>

1) 市町村地域福祉計画

- ・改正社会福祉法 107 条「市町村地域福祉計画」（2018（平成 30）年 4 月 1 日施行）
- ・盛り込む内容（5 点に変更）

2) 都道府県地域福祉支援計画

- ・改正社会福祉法第 108 条「都道府県地域福祉支援計画」（2018（平成 30）年 4 月 1 日施行）

3) 近年の通知に注意

- ① 近年の地域福祉計画策定のための通知（厚生労働省「地域福祉計画 通知」に掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

- ② それぞれの通知

- (a) 「市町村地域福祉計画の策定について（別添）要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（2007(平成 19)年 8 月 10 日 社援発第 0810001 号)

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員・児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることにより、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながることから、市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的な事項を定めた。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/tuuchi02.html

- (b) 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」各都道府県民生主管部（局）長宛（2010（平成22）年8月13日 社援地発 0813 第1号）
平成22年3月末時点の策定状況調査の結果を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定見直しを促すことと、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかける
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/c-fukushi/tuuchi03.html>
- (c) 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」都道府県知事、指定都市長、中核市長宛（2014（平成26）年3月27日 社援 0327 発第13号）
高齢者などの社会的孤立や、生活困窮者支援も盛り込む生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行（平成27年4月）に伴い、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」を定めた。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067693.html>
- (d) 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」各都道府県知事、指定都市長、中核市長宛（2017（平成29）年12月12日 社援発 1212 第2号）
平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正に伴い、策定が努力義務となり、法律第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されたことを踏まえて、通知。この通知において、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示された。<https://www.mhlw.go.jp/content/000493668.pdf>

IV. 地域福祉の推進方法

1. ネットワーキング

- ・第27回「地域福祉のネットワーク推進」（問題37）、第31回「地域福祉における連携」（問題39）で出題
- ・地域ネットワーク：地域を基盤に資源・技能・知識を有している人々ないし組織相互のインフォーマル、もしくはフォーマルな結びつきとそのはたらきであり、各種のサービス間の連携による網の目のようなきめ細かい活動を指す
- ・ソーシャルサポートネットワーク：「社会的支援」もしくは「社会的ネットワーク」と呼ばれ、フォーマルおよびインフォーマルなネットワークを統合して援助活動を展開していく技術
- ・他科目「相談援助の理論と方法」とも関連するため、学習を深めること
- ・新しい連携のあり方として「プラットフォーム」についても、理解しておくこと

2. 地域における社会資源の活用・調整・開発

- ・第27回「福祉ニーズと社会資源の関係調整」（問題41）、第28回「情報の取り扱い」（問題38）、第29回「ソーシャルアクション」（問題35）、第30回「住民による支え合いの地域づくりを目指した対策～事例～」（問題40）と、過去5年間で4回出題されている。

3. 地域における福祉ニーズの把握方法と実際

- ・他科目「社会調査の基礎」とも関連させて、学習しよう
- ・第27回「地域福祉ニーズの質的な把握方法」（問題39）、第30回「地域における福祉ニーズの把握方法」（問題39）で出題
- ・広く一般的な住民意識を問うための量的調査（「質問紙調査」など）や、個別的具体的なニーズを把握するための質的調査（「KJ法」「面接調査」など）について理解を深めておくこと

4. 地域ケアシステムの構築方法と実際

1) 地域包括ケアシステムとは

- ・2009（平成 21）年「地域包括ケア研究会報告書」（厚生労働省）で示されたもので、概ね 30 分以内に駆けつけられる日常生活圏域で、個々人のニーズに応じて、医療や介護などのさまざまなサービスが適切に提供できるような地域体制づくり
- ・介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の 5 つのサービスを、一体的に受けられる支援体制
- ・2025（令和 7）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進
- ・2009（平成 21）年 5 月の「地域包括ケア研究会報告書」（「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」（地域包括ケア研究会）を受けて、2012（平成 24）年の介護保険法改正においても、地域包括ケアシステムの推進が盛り込まれており、今後も出題が見込まれる

※参考資料

- ・「地域包括ケアシステム」の概念図 出典：厚生労働省老健局「地域包括ケアシステムについて」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link1-4.pdf
- ・「地域包括ケアについて」の植木鉢図 出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/
- ・自助・互助・共助・公助 からみた地域包括ケアシステム
出典：地域包括ケア研究会 三菱UFJリサーチ &コンサルティング「持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業 報告書 概要版」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai15/siryoul.pdf>
- ・市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)
出典：厚生労働省老健局「地域包括ケアシステムについて」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link1-4.pdf
- ・地域包括ケアシステムにおける「住まい・生活支援」「医療・介護の連携」「サービスのあり方」
出典：地域包括ケア研究会 三菱UFJリサーチ &コンサルティング「持続可能な介護保険制度及び 地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業 報告書 概要版」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokuminkaigi/dai15/siryoul.pdf>

2) 多様な事業主体による支援体制の構築

- ・行政サービスのみならず、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することが構想されており、それと同時に、高齢者が「サービスを利用する」という立場だけではなく、高齢者自らが社会参加することをより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる構想が厚労省によって打ち出され、各自治体で目指されている。
- ・「生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加」「多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供」
出典：厚生労働省「生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/link5.pdf